

令和 6 年 12 月 12 日
開会 16 時 00 分

○高山議長

ただいまから令和 6 年第 3 回宗像地区事務組合議会臨時会を開会いたします。
それでは、直ちに会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。
日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。
会議規則第 85 条の規定に基づき、会議録署名議員に 10 番 榎本博議員、11 番 北崎正則議員を指名いたします。
日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認めます。従いまして、会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。
日程第 3 「諸報告」を行います。
組合長から、令和 6 年第 3 回宗像地区事務組合議会臨時会招集にあたり、挨拶並びに報告事項があればお受けいたします。伊豆組合長。

○伊豆組合長

皆様お疲れさまでございます。議員の皆様におかれましては、ご多忙の中、本臨時会にご出席を賜り、誠に御礼申し上げます。
本日、令和 6 年第 3 回議会臨時会の開催にあたりまして、提案概要を申し上げます。
本日の臨時会では、4 件の議案についてご審議をお願いするものであります。
第 29 号議案は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項に基づき専決処分を行ったため、報告をし、承認をいただくものでございます。
第 30 号議案は、令和 6 年の人事院の勧告に伴い、給与条例の一部を改正するものでございます。
第 31 号議案及び第 32 号議案は、給与条例の改正を踏まえ、職員人件費等を補正するため、一般会計及び水道事業会計の令和 6 年度補正予算を提出しております。
以上、いずれも重要な案件でございますので、何とぞご審議いただきまして、議決を賜りますようどうぞよろしくお願ひいたします。

○高山議長

以上で、伊豆組合長の挨拶並びに報告事項を終わります。
日程第 4 第 29 号議案「専決処分の承認について」を議題といたします。
執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第 29 号議案について説明をいたします。議案書の 29 ページの 1 をお開きください。
第 29 号議案「専決処分の承認について」でございます。
損害賠償の額を定めることについて、令和 6 年 11 月 15 日付けで専決処分したので、報告し、承認を求める。令和 6 年 12 月 12 日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子
1 相手方 議案書記載のとおり

2 損害賠償の額 268万620円

3 事故の種別 物損事故

提案理由でございます。

令和6年7月1日の大雨により、日の里配水池北東側の法面が崩壊し、隣接民家敷地内に土砂が流入して物的損害を与えた事故に係る損害賠償の額について、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

29ページの2をご覧ください。事故の概要を記載しております。令和6年7月1日（月）午前8時20分頃、大雨により宗像市日の里9丁目4の日の里配水池北東側法面が崩壊し、土砂が隣接民家の外柵を押し倒して流入し、民家敷地内に設置の空調機室外機等を破損させる物的損害を与えたものでございます。

損害賠償額につきましては、相手方と協議を行い、令和6年11月15日に示談書を取り交わしました。なお、賠償額は、原則当組合が加入する水道賠償責任保険（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社）の適用となります。

また、参考までに事故発生場所の位置図と事故当日の被害状況の写真をお配りしております。

以上で、第29号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第29号議案を承認することについて賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第29号議案「専決処分の承認について」は承認することに決定いたしました。

日程第5 第30号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例を一部改正する条例について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第30号議案について説明をいたします。議案書の30ページの1をお開きください。

第30号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい

て」

上記の条例案を次のとおり提出する。令和6年12月12日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆
美沙子

提案理由でございます。

令和6年的人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。改正の内容につきましては、本日、机上に別途お配りしました【第30号議案関係資料】で説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず1点目は、給与表の改定でございます。

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、消防職においては大卒初任給を2万7,200円、高卒初任給を2万6,300円引上げしております。また、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給与表を引上げ改定するものでございます。この改定につきましては、令和6年4月1日まで遡って適用いたします。

2点目は、期末・勤勉手当の支給率の改定でございます。

民間の支給状況に見合うよう、一般職の年間の支給割合を現行4.5月から0.1月分引上げ、4.6月に、再任用職員の年間の支給割合を現行2.35月から0.05月分引上げ、2.4月に改定するものでございます。

資料の表をご覧ください。令和6年度改正前、令和6年度改正後及び令和7年度以降の支給割合を示しております。

一般職の令和6年度改正後については、12月の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月分引上げ、年合計支給率を4.6月といたします。令和7年度以降につきましては、6月と12月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引上げ、年合計支給率を4.6月といたします。再任用職員の令和6年度改正後については、12月の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ0.025月引上げ、年合計支給率を2.4月といたします。令和7年度以降については、6月と12月の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.0125月分引上げ、年合計支給割合を2.4月といたします。

以上で、第30号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第30号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第30号議案「宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 第31号議案「令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第31号議案について説明をいたします。議案書の31ページをお開きください。

第31号議案「令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第4号）について」

令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。令和6年12月12日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

まず、今回の補正予算の概要につきまして、2点申し上げます。

1点目は、人件費の増額補正で、内容としましては、児童手当法改正に伴う職員手当の増額及び人事院勧告に伴う給与等の増額でございます。

2点目につきましては、ネットワーク機器リース・保守に伴う債務負担行為でございます。

では補正の説明に入ります。一般会計補正予算書（第4号）の1ページをご覧ください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,904万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,989万8,000円とするものでございます。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、後ほど「第2表 債務負担行為補正」において説明をいたします。

ページをめくっていただきまして、2ページ3ページをお願いします。

歳入は人件費の増額に伴い必要額を構成市負担金で増額補正するもの、歳出については構成市からの派遣職員や消防職員等の人件費を増額補正するものでございます。詳細については後ほど、事項別明細書で説明いたします。

次に、4ページ、「第2表 債務負担行為補正」でございます。

宗像地区事務組合のネットワークとインターネットを接続するために専用の機器が必要となりますが、設置後かなりの期間（約15年ほど）が経過しており、早急に機器の更新を行う必要があります。そのため、令和6年度内に入札執行を行うべく、第2表に記載のとおりの額を債務負担行為として追加計上するものでございます。なお、令和6年度内に契約事務をとり行い、業務は令和7年度から行う予定でございます。

次に補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明いたします。ページが飛びまして10ページ、11ページをお開きください。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金は、全て人件費の増額補正によるものでございます。

2目 総務費負担金は、補正前の額5,079万4,000円に、201万6,000円を増額し、5,281万円とするものでございます。内訳としましては、宗像市負担金が114万6,000円の増額、福津市負担金が87万円の増額でございます。

3目 衛生費負担金は、補正前の額1億4,242万7,000円から、146万1,000円を増額し、1億4,388万8,000円とするものでございます。内訳としましては、2節 清掃施設撤去費負担金で、宗像市負担金が21万9,000円の増額、福津市負担金が62万1,000円の増額でございます。この2節 清掃施設撤去費負担金のみ宗像市と福津市の負担金の増額の割合がおよそ1対3と、ほかの節とは大きく異なっております。これは、し尿処理の投入量で按分している比率が高いためでございます。

また、宗像市と福津市の負担金総額についても、宗像市補正後 1 億 970 万 3,000 円、福津市補正後 1,686 万 2,000 円と差がございますが、これは解体工事について、福津市は除却債を借り入れる予定としているため、発生しているものでございます。

3 節 保健衛生負担金では、宗像市負担金が 35 万 3,000 円の増額、福津市負担金が 26 万 8,000 円の増額でございます。

4 目 消防費負担金は、補正前の額 16 億 8,643 万 7,000 円から、4,557 万 1,000 円を増額し、17 億 3,200 万 8,000 円とするものでございます。内訳としましては、宗像市負担金が 2,620 万 5,000 円の増額、福津市負担金が 1,936 万 6,000 円の増額でございます。

次に、歳出の説明に入ります。12 ページ、13 ページをお開きください。

歳出も全て児童手当法改正、人事院勧告などに伴う人件費関係の増額補正で、正規職員、再任用職員、会計年度職員に対する給料、手当、共済費などと構成市からの派遣職員の人件費負担金でございます。

2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費は、補正前の額 4,980 万 4,000 円に対し、201 万 6,000 円を増額し、5,182 万円としております。補正額の内容については、説明欄をご覧ください。

次に、3 款 衛生費、1 項 保健衛生費、1 目 保健衛生総務費は、補正前の額 1,704 万円に対し、62 万 1,000 円を増額し、1,766 万 1,000 円としております。補正額の内容については、説明欄をご覧ください。

次に、3 款 衛生費、2 項 清掃費、1 目 し尿処理場費は、補正前の額 4 億 5,294 万 4,000 円に対し、84 万円を増額し、4 億 5,378 万 4,000 円としております。補正額の内容については、説明欄をご覧ください。

ページをめくっていただきまして、14 ページ、15 ページ、4 款 消防費、1 項 消防費、1 目 常備消防費は、補正前の額 20 億 635 万 8,000 円に対し、4,557 万 1,000 円を増額し、20 億 5,192 万 9,000 円としております。15 ページ説明欄上段、細目 1 職員人件費におきまして、2 節 給料を 1,427 万円、3 節 職員手当等を 2,154 万 9,000 円、4 節 共済費を 164 万円、18 節 負担金、補助及び交付金を 811 万 2,000 円増額しております。なお、児童手当法改正に伴い、児童手当の支給対象年齢が引き上げられたことなどから、3 節 職員手当等では、児童手当 251 万の増額補正をあわせて行っております。

以上で、第 31 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 4 号）について」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

（なしの声）

○高山議長

ないようですので、討論を終結します。

これより採決を行います。第 31 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして、第31号議案「令和6年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 第32号議案「令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。高山事務局長。

○高山事務局長

第32号議案を説明いたします。議案書の32ページをお開きください。

第32号議案「令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）について」

令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。令和6年12月12日 宗像地区事務組合 組合長 伊豆 美沙子

水道事業会計補正予算書（第3号）1ページをお開きください。

まず、第2条において、収益的支出の1款 水道事業費用、1項 営業費用を469万6,000円増額補正し、水道事業費用合計で33億1,845万2,000円とするものでございます。

第3条におきましては、資本的支出の1款 資本的支出、1項 一般改良費を74万円増額補正し、資本的支出合計で23億3,867万円とするものでございます。

次に、第4条でございますが、予算第6条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を62万6,000円増額補正し、2,568万円とし、この条を第7条とするものでございます。

あわせまして、第5条を第6条にし、第4条の次に第5条として、債務負担行為を追加するものでございます。これは、先ほど一般会計でも説明したように、ネットワーク機器の更新に係る入札を行うためのものでございます。なお、追加分を含めた債務負担行為については9ページに整理し、記載しております。最後に、これらに伴いまして、第7条を第8条に、第8条を第9条にそれぞれ繰り下げを行うことになります。

次に、2ページをお開きください。補正予算実施計画でございます。1ページの第2条、第3条の内訳を掲載したものでございます。詳細につきましては、12ページ、13ページの事項別明細書に記載しておりますので、ここでは省略させていただきます。

次に3ページをお開きください。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。1番上の当期純利益は1億9,457万6,549円、1番下の資金期末残高は46億9,267万7,570円の予定でございます。

次に、12ページ、13ページをお開きください。事項別明細書でございます。上段、収益的支出の1款 水道事業費用、1項 営業費用、4目 総係費のうち、1節 報酬を18万2,000円、2節 給料を25万6,000円、3節 手当を9万2,000円、4節 賞与引当金繰入額を9万6,000円、29節 負担金を407万円、合わせて469万6,000円を増額補正するものでございます。これは、人事院勧告により職員の入件費を増額補正するもので、構成市からの派遣職員負担金についても同様に補正を行うものでございます。

次に、下段、資本的支出の1款 資本的支出、1項 一般改良費、8目 事務費、29節 負担金を74万円増額補正を行うものでございます。こちらも収益的支出と同様の理由により、構成市からの派遣職員負担金を増額するものでございます。給与費の補正内容につきましては、4ページからの給与費明細書に掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上で、第32号議案「令和6年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第3号）について

て」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○高山議長

本案に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので質疑を終結します。

次に、本案に対する討論を受けます。討論ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ないようですので討論を終結します。

これより採決を行います。第 32 号議案に賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○高山議長

賛成多数であります。従いまして第 32 号議案「令和 6 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）について」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。本会議中の議決事件の字句及び数字等の整理につきましては、会議規則第 42 条の規定に基づき、議長に委任いただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

○高山議長

ご異議なしと認めます。

従いまして、議決事件の事項及び数字等の整備につきましては、議長に委任頂くことに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に提案されました全ての審議が終了いたしました。

ここで、次回 2 月臨時会の開会日をお知らせいたします。令和 7 年 2 月 5 日（水）が開会予定日です。これをもちまして、令和 6 年第 3 回宗像地区事務組合議会臨時会を閉会いたします。